

茨木市と国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所との
連携協力に関する協定書

平成28年3月30日

茨木市（以下「甲」という。）と国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「乙」という。）とは、相互の協力が可能な分野における連携を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、茨木市民の健康づくり等さまざまな分野において、甲及び乙（以下「両者」という。）が相互に連携及び協力を行うことにより、それぞれの活動の充実を図るとともに、地域の発展に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 両者は、前条に定める目的実現のために、次の各号に定める事項について協力し実施するものとする。

- (1) 両者の人的・知的資源の交流に関する事項
- (2) 両者の協働による調査研究及び事業の実施に関する事項
- (3) 両者の主催事業に対する相互の支援に関する事項
- (4) その他、両者が協議して必要と認める事項

（連絡調整窓口）

第3条 前条に定める事項を円滑かつ効果的に進めるために、両者に連絡調整の窓口を設置する。

（経費）

第4条 第2条に定める連携協力事項の実施に要する経費は、両者協議の上、別に定める。

（守秘義務）

第5条 両者は、連携協力事項の検討・実施において知り得た個人情報（茨木市個人情報保護条例（平成18年茨木市条例第36号）第2条第1号に規定する個人情報をいう。）を、第三者に開示・遺漏してはならない。この協定の有効期間が満了した後についても、同様とする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。

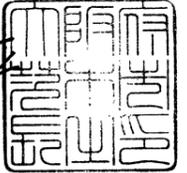
（疑義の決定）

第7条 この協定に関して定めのない事項及び疑義が生じたときは、両者が協議の上、定める。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、署名押印の上、各1通を保有する。

甲 大阪府茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市

市長

木下保来 

乙 大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目6番8号
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長

米田悦啓 